二〇　貸金業者が未成年者である場合における法定代理人、役員又は重要な使用人が、貸金業に関して不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者に該当することになった事実を知ったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第２号）

二一　貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡したときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第３号）

二二　特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常の条件とすることとなったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第５号）

二三　第３者に貸金業の業務の委託を行った場合又は委託を行なわなくなったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第６号）

二四　本協会に加入又は脱退したときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第７号）

二五　純資産額が施行令第３条の２に定める金額に満たなくなった貸金業者が引き続き貸金業を営むときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25の２第１項第１号）

二六　非営利特例対象法人又は特定非営利金融法人の該当要件を喪失したときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25の２第１項第２号、第２項第１号又は第３項第３号）

二七　当該登録の有効期間の満了の日以前に規則第５条の７第１項第２号又は第３号に掲げる基準に適合することとなったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25の２第２項第２号）

二八　規則第５条の８第１項第１号又は第２号に掲げる要件を欠くこととなったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25の２第２項第３号）

二九　特定貸付契約の締結を業として行う旨の決定をしたときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25の２第３項第１号）

三〇　特定非営利金融法人が特定貸付契約の締結を業として行うことを中止する旨の決定をしたときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25の２第３項第２号）

（実施）

第10条　行政協力事務は、支部においてこれを行なう。

２　支部は、行政協力事務を円滑に執行するため、行政協力事務について行政庁の協力及び指導を得るよう努めなければならない。

（支部への誘導）

第11条　本協会は、協会員に対し、内閣総理大臣又は都道府県知事から受託を受けた行政協力事務に係る提出書類をその主たる営業所又は事務所の所在地をその区域に含む支部を通して提出するよう促すものとする。

（執行手順）

第12条　行政協力事務の執行手順は、これを別に定める。

２　本協会（本部）は、前項の執行手順を細則として定め、支部に周知するものとする。

（様式の頒布）

第13条　本協会は、行政協力事務に係る提出書類の様式が法令により規定されている場合、必要に応じ様式集及びその記載の手引書を頒布するものとする。

２　前項の様式集及び記載の手引書の頒布価格は、別に定める。

（報告徴収）

第14条　本協会（本部）は、行政協力事務の適切な執行を確保するため必要あると認めるときは、支部に対し、行政協力事務の執行状況に関し報告又は資料の提出を求めるものとする。

（報告）

第15条　本協会は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、必要に応じ協力事務の執行状況を報告するものとする。

（会計）

第16条　行政協力事務の会計は、本協会（本部）においてこれを行う。

２　前項の会計は、収支の公正かつ透明性を確保するため、必要かつ充分な方法でこれを行わなければならない。

３　委託費を受ける場合にあっては、原則として、四半期毎、その処理件数に基づき当該期末月の翌々月に支払いを受けるものとする。

（事務分担）

第17条　行政協力事務に係る本協会（本部）及び支部の事務分担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　本協会（本部）

イ　行政協力事務の執行に関する内閣総理大臣又は都道府県知事との協定書の締結、又はその更新若しくは変更に係る事務

ロ　届出様式の制作

ハ　行政協力事務の執行手順に関する細則の制定、及び当該細則の支部への周知

ニ　行政協力事務の執行に伴う会計処理

ホ　内閣総理大臣又は都道府県知事に対する行政協力事務に係る実施状況の報告

ヘ　行政協力事務に係る事項であって、支部に対する指示

ト　行政協力事務に係る事項であって、本協会の監督官庁から指示を受けた事務

チ　イからトに掲げるほか、行政協力事務を全国統一的かつ同一水準により執行するために必要な事務

⑵　支部

イ　届出様式の頒布

ロ　行政協力事務の執行

ハ　行政協力事務に関する届出先行政庁との連絡調整

ニ　本協会（本部）に対する行政協力事務に係る実施状況の報告又は資料の提出

ホ　行政協力事務に係る事項であって、本協会（本部）から指示を受けた事務

ヘ　イからホに掲げるほか、行政協力事務を適切に執行するために必要な範囲の事務

２　前項の規定により、本協会（本部）の事務とされた事務を、本協会（本部）は、円滑な行政協力事務の運営を図るため、必要に応じ支部にその執行を指示することができる。

（規則の改廃）

第18条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て総務委員会が行う。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成21年６月18日から改正施行する。

附　則

この規則は、平成22年６月18日から改正施行する。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から改正施行する。

附　則

この規則は、令和元年12月14日から改正施行する。

附　則

この規則は、令和元年12月18日から改正施行する。

附　則

この規則は、令和５年５月17日から改正施行する。

附　則

この規則は、令和７年６月１日から改正施行する。